

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 12 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 60 号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 61 号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 62 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 63 号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 64 号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 65 号 令和 8 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 66 号 令和 8 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 67 号 令和 8 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 68 号 令和 8 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 69 号 動産の買入れについて

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 12 まで

（追加日程）

追加日程第 1 議案第 70 号 令和 8 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）

○出席議員（8 名）

1 番	北 村 一 磨 君	2 番	吉 田 仁 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	中 川 武 子 君
5 番	田 中 由 紀 子 君	6 番	松 井 正 樹 君
7 番	谷 口 輝 男 君	8 番	高 木 博 之 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 西 脇 康 世 君 副 町 長 藤 田 栄 博 君

教 育 長	渡 邊 勝 敏 君	総 務 課 長	高 木 久 之 郎 君
企画政策課長	西 村 克 郎 君	地域振興課長	林 良 樹 君
会計管理者 兼 税 務 課 長	関 東 正 晃 君	住 民 課 長	松 野 智 美 君
産業建設課長	井 本 克 敏 君	水道環境課長	坂 東 崇 君
診療所事務局長 兼 医 療 保 健 課 長	小 畑 政 治 君	介護事業課長	徳 永 英 俊 君
教 育 課 長	吉 森 明 博 君	西 消 防 署 長	西 村 清 志 君
こどもみらい課長	福 安 健 司 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難 波 真 哉	書 記	浅 野 正 裕
書 記	西 村 里 美		

開議の宣告

○議長（松井正樹君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4 番 中川武子君、5 番 田中由紀子君を指名します。

日程第 2 一般質問

○議長（松井正樹君） 日程第 2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

1 番 北村一磨君。

〔1 番 北村一磨君 一般質問〕

○1 番（北村一磨君） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問項目、せきがはらこども園園庭の土日開放について。

質問要旨、近年、子どもたちが安心して遊べる場所が減少しており、特に未就学児を持つ保護者からは、休日に気軽に遊ばせる場所がないとの声を耳にします。また、天候や移動手段の問題から遠方の公園等へ出向くことが難しい家庭もあり、地域内で安全に遊べる環境整備は、子育て支援の観点から重要であると考えます。

一方で、保育園の園庭は安全面にも配慮された整備が整っており、全国では、未就学児と保護者を対象に土曜日を含めた園庭開放を実施している自治体や保育園も見られます。

本町では6月1日から関ヶ原こどもまんなかプラザ「ココミッテ」が開所し、東保育園と西保育園に通っていた園児たちが楽しそうに園庭で遊んでいます。せっかくすばらしい施設が建設されたわけですから、園庭の一般開放を通じて、土日は公園として子どもの健全育成、子育て世代同士の交流や地域コミュニティの活性化、さらには子育てしやすい町としての魅力向上につながると考えます。

そこで、本町においても、一定の利用ルールや安全管理体制を整備した上で、こども園園庭の土日開放をまずは試験的に実施する考えはないか伺います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

福安こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（福安健司君） 失礼いたします。

せきがはらこども園園庭の土日開放についてお答えいたします。

本園の園庭につきましては、園児が安全で安心して活動できることを前提に検討すべきであり、2つの課題の解決が必要と考えております。

まず1点目は、施設整備の維持管理の課題として、園庭の遊具や砂場等の設備は、日々保育業務において高い衛生状態と安全性を維持する必要があります。休日開放を実施する場合、開園前の清掃や点検、利用後の砂場等への異物混入の有無や各種設備の補修などが不可欠となり、さらにセキュリティ保護の観点から、園児の個人情報保護対策や最近問題とされている隠しカメラの設置防止対策など、限られた職員体制の中でこれらを継続的に行うことは、業務の持続可能性の観点から非常に大きな負担となることです。

2点目は、管理運営体制の確保の問題として、開放を行うためには、事故防止のための監視スタッフや受付、緊急時の対応体制を整備する必要がありますが、こちらも1点目の課題と同様に職員が対応することとなり、人の確保は困難と考えられます。

こどもまんなかプラザにつきましては、子育て支援の拠点施設として地域に貢献する役割を担っておりますが、併設する園庭は、あくまでも当該施設の通園する園児たちが日々の保育活動を行うための専用設備となっておりますので、土日の一般開放については、今後、先ほど申し上げた2つの課題が解決できるかどうか、検討を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔1番議員挙手〕

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） 2つの課題があるということでしたけれども、現在、小・中学校はグラウンドを一般開放していると思います。同じく小・中学校にも遊具等がございますが、そこでできて、なぜ保育園でできないのかというところをお聞きしたいのと、やはり共働きの家庭においては、休日に子育て支援センターがオープンしているというのは非常に助かることだなというふうに考えております。職員の負担を増やし過ぎない形で土日等に月に1回や2回開放していただいて、そこで共働きしているような家庭の相談窓口なんかもオープンしていただければ、その職員たちが保育園の管理等もできるのではないかなというふうに考えております。

防犯カメラの件に関しましても、今回、園庭では何台か設置されているというふうに伺っておりますので、セキュリティ一面に関しても問題はないかなと考えますが、その点に関して答弁をお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御指摘のとおり、小・中学校のグラウンドの土日開放、これは御存じだと思いますけれども、以前はロックしておりまして使わせないという前提でございました。

九州の地震のときに、あそこは広域避難所になっているということから、扉を閉めておいてもロックは外しましょうということで、外した段階で土日は使ってもらってもいいですよという形を取らせていただいたということで、本来の目的は解放というよりも広域避難所としての機能を生かすにはどうするかというところから解放して、今現在は各自の責任の下で使っているという状況でございますので、今度のココミッテの保育園のほうの部分の園庭が、そういった前提を取り入れるということを考えたときに、ではどういう形でやっていくかと。

小学校の場合は小学生、また近隣の子連れのお子さんという形で使っていていただいておりますけれども、遊具はやはり小学生が使う前提での設置がされております。

逆に、こども園について誰でも入っていいよという形にすると、正直、小さなお子さん、保育園に通っているようなお子さんが使う分にはそんなに大きな問題はないだろうと思っていますけれども、小・中学生等々があそこへ入って、いろんな遊びができるということで遊んでいたときに、先ほども課長のほうから答弁があったように、後の衛生管理であるとか破損管理、そういったものに対してどうするかという課題を一回整理しないと簡単には、開けますよということとはできないだろうというのが今現状でございます。

そういったことから、一般質問を受けた後、じゃあ開放するにはどうするのがいいのかということを検討を始めたところでございまして、検討もせずに土日は試験的にオープンしますというよりは、一回十分な検討をした上でその判断をさせていただきたいということで、今回こういう回答をさせていただいたところでございます。

また、休日に訪れた親御さんの相談、確かにやれるといいんですが、そうすると職員も出勤をしなきゃいけないということになります。現状、そこまでやる体制は取れておりませんので、じゃあどうするかということが課題になってきておりますので、やはり相談業務であるとか、そこら辺については園庭の開放に合わせてやるということはちょっと無理ではないかな、そういうふうに思っております。

また、セキュリティー対策、園のほうにも防犯カメラ等設置をして、何があったかとかいう、もし事故があったときにどうするかというようなことも参考にしていきたいと思います。やはりそこら辺の防犯体制、そして職員の出勤に対して、これをどうするかということについては大きな問題があるだろうというふうに思っているところでございます。

職員に負担をかけない段階で開放するにはどうするかというところが一番大きな課題だと思っていますし、後の安全管理、そこら辺を十分検討させていただいた上で、その上で試験的な開放というのにはつながるのではないかな、そういうふうに思っておりますので、ちょっと時間をいただいて検討させていただきたいというのが先ほどの答弁でございますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔1 番議員挙手〕

1 番 北村一磨君。

○1 番（北村一磨君） ありがとうございます。

職員の負担を増やし過ぎない形ということは非常によく分かりますので、十分に検討していただけるということですので、試験的に運用できるように前向きに検討していただきたいなと思っております。

1 つ確認なんですけれども、今回のこども園は広域避難所ではないのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 高木総務課長。

○総務課長（高木久之郎君） まだ指定はしておりません。今後、指定していく形は取る可能性がありますし、今年度、防災計画の見直し等もありますので、その中也踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長（松井正樹君） これで1 番 北村一磨君の一般質問を終わります。

続きまして、8 番 高木博之君。

〔8 番 高木博之君 一般質問〕

○8 番（高木博之君） では、一般質問をさせていただきます。議長の許しを得ましたので、よろしくをお願いします。

質問項目 1. 関ヶ原小学校体育館空調設備による運用と活用。運用と書いてありますが、運営というようなことに読み替えていただいても結構かと思えます。

質問の要旨①関ヶ原小学校体育館の空調設備の設置により、教育環境の改善が見込まれます。また、現在利用されている学校開放利用団体などの方々の熱中症防止にもなるかと思えますが、今後、空調設備が設置されていない施設の利用者からの申込みが増加することが予測されます。多額のランニングコストがかかることが特に懸念されます。

そこで、空調設備利用に当たり使用料金の徴収が必要ではないかと考えますが、町の方針をお聞かせください。

②当体育館は、災害時の指定避難所に指定されており、敷地内には給水タワー、商品名はセーフティータワーというそうですが、防災倉庫もあり、今回設置される空調設備は電源自立型空調設備でもあると伺っております。また、下水の設計についても、停電時に有利になっておりますし、近くには自家発電設備を備えた大手のスーパーがあり、物資の調達にも有利な場所であります。

町内には幾つかの指定避難所がありますが、大規模な災害時には財源や人員の関係上、長期間の避難となると指定避難所は数か所しか運営できないのではないかと思います。今後は、関

ケ原小学校体育館を指定避難所の中心的な施設として充実させることが得策であり、そのためにはさらに必要と考えられる避難所機能を強化させることと、避難所の運営計画をより具体化してはどうかと考えますが、町のお考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） 失礼します。

関ケ原小学校体育館空調設備による運用と活用についてお答えいたします。

まず、教育委員会から1点目についてお答えさせていただきます。

空調設備利用時の使用料金の徴収についてでございますが、小学校体育館への空調設備の使用につきましては、学校における体育の授業等、教育活動が円滑に行える環境づくりの仕様に加え、地域の方々のスポーツ活動やコミュニティーの場、さらに緊急時の避難所として、年間を通じて安全かつ快適に体育館を御利用いただくため、今年度整備に向けて取り組んでいるところでございます。整備後は、学校施設開放時におけるの季節等使用期間を検討した上で、空調設備の利用を可能としていく方針でございます。

空調設備の稼働については、電気料金等維持管理経費を要することから、施設利用の公平性及び受益者負担の適正化の観点を踏まえ、現行の体育館使用料とは別に空調使用料金を徴収する方向で検討してまいります。

なお、具体的な料金設定に当たりましては、近隣自治体の事例や実際の運転経費等を十分に勘案し、適正な価格を設定してまいります。

○議長（松井正樹君） 高木総務課長。

○総務課長（高木久之郎君） 2点目の質問については、私からお答えします。

地震などの災害により町全域が甚大な被害を受けた場合には、同時に小さな避難所を複数運営することが困難なことから、指定避難所のうち町民体育館や小学校などを拠点避難所として位置づけ、情報や支援物資を集約することとしております。例えば、今須地区において大きな被害が発生した場合には、旧今須小中学校を避難所として開設することを想定しており、災害の規模、被災箇所、災害の種類によっては別の施設を避難拠点として活用する場合もございます。

このため、関ケ原小学校体育館を指定避難所の中心的施設とするのではなく、災害発生時の状況に応じて最も適切な施設を避難拠点として選定し、臨機応変に対応することが必要であると考えております。

今後につきまして、関ケ原町民体育館、関ケ原小学校、関ケ原中学校、旧今須小中学校など規模の大きな指定避難所を中心に、避難所生活環境の向上を図るため、施設環境の整備や備蓄品の充実に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。お願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） ①についてですが、団体の種類によって、その辺を有料にするか無料にするか今後の課題になるかと思いますが、それとあと使用料というか、実際は電気はあまり食わないんですが、LPガスでどのぐらい行くか。近隣でも、このGHPが結構使われてみえると思いますが、うちの場合は都市ガスではございませんので、その辺等また検討して決めていただければと思います。

あと細かいことで、時間はアワーメーターがついておりますが、どういうふうにするかとか、また今後の課題かと思うしますので、よろしくお願いします。

続けて2番も。

○議長（松井正樹君） いいよ。どうぞ、これは大粋やで。

○8番（高木博之君） いいですか。すみません。

②のほうですが、総務課長の言われるように、運営するのは人員の配置上何か所もはできないと思うんですが、その中で、この施設は特にガスのエンジンで使っていますので、停電などについても有利なふうになると思いますし、災害時に困ったことのランキングでは、トイレとか、あとプライバシーや飲料水の確保や寝具など、その辺が順番になってくると思うんですが、その中で下水の担当等にも聞いたんですが、自然流下によるということで、町内にはたくさんのポンプで運営するところもございますので、下水の場合、その辺も考慮しながらまた決定していただければと思いますし、あとスーパー、食料品の調達や何か、スーパーとは災害協定とか結んでおられるか、その辺だけちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

以上2点について、よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） 今後の使用料の設定等ですけれども、今いろいろ現在、スポーツクラブとかサークル活動において、各種団体の利用を一般開放時に学校開放時の仕様として使用していただいております。そういった活動状況を今後も勘案して、そういった季節等の使用期間も踏まえ、そういったことでいろんなことも検討しながら使用料の設定に努めてまいりたいと思います。

○議長（松井正樹君） 高木総務課長。

○総務課長（高木久之郎君） 町外のスーパー等は結んでいるところがございますので、そういったところと連携をしていきたいと思いますし、町内のドラッグストアについては、まだ協定等は結んでおりません。今後どうしていくかは検討してまいりたいと思います。

○議長（松井正樹君） もうええんやね。

○8番（高木博之君） はい。

○議長（松井正樹君） これで8番 高木博之君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） それでは、議長の御指名をいただきましたので、2点について質問をいたします。

1点目は、ふれあいセンター等に熱中症対策の涼み所の設置を。2点目は、関ヶ原診療所のリハビリテーションの拡充をということです。

1番、ふれあいセンター等に熱中症対策の涼み所設置を。

環境省が進めるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）は、危険な暑さから避難して体を休めるための冷房設備が整った公共施設です。気候変動適応法に基づき、主に熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放され、住民が避難する、どちらかというと災害対応となっています。このようなクーリングシェルターではなく、アラートが出ていなくても涼めるところとしてクールシェアスポットの設置について昨年6月議会で取り上げましたが、分かりやすくするため、今後は涼み所と表現したいと思います。

さて、昨年の答弁では、涼み所の設置は検討課題だとのことでした。医療保険課からの答弁でしたが、高齢者の熱中症対策という点では担当する部署だと思いますが、涼み所という観点からは少し違うような気がします。

そこで、今回は具体的に絞って質問したいと思います。

まず、公共施設で涼み所としてどこが一番過ごしやすいかを考えたときに、やはりふれあいセンターになると思います。現在、ふれあいセンターはソファがなく、ホール2階のホワイエには入れないようベルトが張ってあります。せっかくふれあいセンターというネーミングにしたわけですので、町民が気軽に涼めるよう受入れ体制を整えるべきではありませんか。町長のお考えを伺います。

2番、関ヶ原診療所のリハビリテーションの拡充を。

病気やけが、高齢などによって身体機能が低下した患者に、再び自立した生活を送れるように訓練や指導をするリハビリテーションの果たす役割は大きいものがあると思います。

関ヶ原診療所の2階にはリハビリテーション室があり、外来患者や通所リハビリに通う介護認定者が訓練を受けています。リハビリを受けた方から、運動器具が並んでいるが、あまり利用されていない。もったいない。もっと利用できるよう患者や利用者を増やすことはできないかとの御意見をいただきました。

まずは、診療所としてリハビリについてどのように認識または評価をされているのか、幅広

い活動もされているようですので、紹介を含めて答弁をお願いいたします。

次に、外来または通所の利用者を増やすことはできないのか、制度上の制約も含めてお答えください。

最後に、診療所にリハビリがあること、機能訓練する器具があることをはじめ、理学療法士の活動を町民皆さんに知っていただくことが、まずは最初の一步ではないかと思います。広報が足りないのではないかと思います、伺います。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） 失礼します。

教育委員会から、ふれあいセンター等の熱中症対策の涼み所の設置についてお答えさせていただきます。

関ヶ原ふれあいセンターは、町民の文化向上と生涯学習の振興を目的とした施設であり、またふれあい図書館を併設しております。そのため、夏季においては、厳しい暑さや強い日差しを避け、一時的に涼んで休憩できる場所として町民の方々に御利用いただいていることから、現時点で同センターのふれあい図書館がクールシェアスポットとして実質的な役割は果たしているものと考えております。

なお、本町では、熱中症特別警戒アラート発表時には同センターをクーリングシェルターとして指定しており、その際には冷房の効いた休憩スペースを確保することとしております。

また、同センターの施設運用につきましては、2階ホワイエや1階ギャラリー通路等は限られた財源の下、施設維持管理の抑制及び省エネルギーの観点から、利用状況に応じた効率的な空調運用を行っております。そのため、イベント時は別として、長時間の滞在を前提とした空調管理や休憩設備の整備には困難を伴うのが現状です。

したがって、議員御提案のクールシェアスポットとしての受入れ体制につきましては、まずホワイエの開放は、室温状況等を考え、涼しく快適に過ごすクールシェアスポットの場所としては適していないと考え、開放は困難であると考えます。次に、ソファの設置につきましては、1階ギャラリーは室外との気温差が大きいことから、ソファ等の設置に向け検討を進めてまいります。

○議長（松井正樹君） 小畑診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君） 次に、私から関ヶ原診療所のリハビリテーションの拡充をについてお答えをいたします。

関ヶ原診療所リハビリテーション科の事業は、大きく3つに分類されます。

1点目は医療リハビリで、医療保険により実施するものです。

2点目は介護リハビリで、介護保険により実施するもので、要支援または要介護認定を受けた方が対象となります。なお、令和2年度より介護リハビリの一種である通所リハビリテーションを実施しております。

3点目は療育支援で、1点目の医療リハビリと重複する部分もありますが、保険診療とは別に、就学前及び学齢期の子とその保護者並びにその子に関わる施設等の関係者を対象として、相談、提案、指導等を併せて行うものです。

高齢化が著しい本地域において、診療所のリハビリテーション科は、寝たきりや要介護状態を防ぎ、QOLを維持するために、加齢や疾病に合わせた継続的な機能訓練の提供に重要な役割を果たしております。令和7年度の利用実績につきましては、医療リハビリが延べ4,226人、介護リハビリが延べ607人、合計で延べ4,833人でした。

医療リハビリにつきましては、医師の処方に基づく実施が前提となりますが、現状、新たな受入れは可能な体制にあります。一方で、介護リハビリにつきましては、利用者の身体状況等により一定の時間に収まらないこともあるため、現在の職員体制では受入れ人数の増員が困難な状況にあるため、拡大は見合わせております。

広報及び周知活動につきましては、様々な取組を通じて事業の理解促進に努めております。具体的には、「広報せきがはら」への診察案内及び担当医の掲載のほか、毎年秋には岐阜大学の医師等を講師に招き、健康意識の啓発とともに当診療所の事業を周知する健康講演会を開催しております。

また、本年2月号の「広報せきがはら」に掲載しておりますが、岐阜県国保地域医療学会で最優秀賞となった当診療所の理学療法士による発表「介護予防のためにできること～関ヶ原町の現状と今後の展望」を今年度の全国国保地域医療学会で優秀研究演題として紹介することとなっております。

このような取組とも併せて、関ヶ原診療所は今後も地域の皆様の介護予防及び重症化防止並びにそのための啓発、そして地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

質問項目の1番から。

○5番（田中由紀子君） はい、涼み所について再質問を行います。

現在、ふれあいセンターの図書館で涼み所として実質的には使われているという答弁でございます。確かにそのとおりだと思いますが、残念ながら図書館は静かにしていなければならないということがありまして、涼み所としてはクーラーも効いて最適なんですけど、ちょっと堅苦しいというか、そのように思うんです。

やっぱりギャラリーが一番最適ですかね。図書館の前に冊子も置いてありますので、その冊子をソファに座りながら見て涼むということもできる。リラックスしてということも大事だと思いますので、先ほどギャラリーはソファの設置について検討していくという答弁だったので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、ホワイエについてですけれども、確かに涼み所に適していないかもしれませんが、最低でもホワイエで、暑いときも暑くないときも含めて、居場所として使えるように検討していただけないかというふうに思います。

ちょっと2つ、私、この質問で2つ言いたかったので、ちょっと頭が混乱して分かりにくいかもしれないんですが、ふれあいセンターは、もともと町民の方が集まってきて、町民同士が触れ合ったり、親子が触れ合ったりという場所として出発をしました。当時は本当に子供たちも親さんも親子連れもよくふれあいセンターに集まってきて、非常ににぎわっていましたが、いろいろあって、そうやってホワイエが封鎖されたり、ソファがのけられたりして、なかなかふれあいセンターに出かけるということも少なくなっているんじゃないかなというふうな感覚でありますので、1つはふれあいセンターをそういう位置づけで準備していただきたいというふうな思いが1つあります。

もう一つは、涼み所としてなぜそれを求めるかといいますと、1つは家の中でクーラーをかけて閉じ籠もりになってしまうんですね。特に高齢者の方は、家の中にずっといるということは物すごく筋力が低下するのが甚だ激しい。私も感じておりますが、やっぱりたまには出かけていって涼みたいなという場所があれば、出かけることもできるんじゃないかというふうに1つは思ったのと、2つ目はやっぱりエネルギーのシェアですね。1人、2人、家族みんなで、大勢で涼んでいるのならばまだしも、昼間ですので、恐らく高齢者1人、2人で涼んでみえると思うんですが、大変エネルギーがもったいないなというふうに思いまして、そういうエネルギーのシェアというのも考えることができるのではないかという、その2点について、私は今回質問させていただきました。

ぜひ、その2点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） 私のほうからは、まず、このふれあいセンターの施設そのものの利用目的というところで、これは文化事業、もしくは生涯学習の場としての施設でございますので、本来の公衆的な集まる場としての提供の施設ではないというところで、その辺のちょっと観点だけ御理解いただけたらと思います。そういったところで、今のホワイエの開放とかそういったところでございますが、ホワイエにつきましても、大ホールの利用の附属施設として位置づけております。そういったことで、大ホールの使用の際に併せて御利用いただいております。

というところの文化施設となりますので一般開放的には今現在しておりませんが、ただ、大ホール利用時にホワイエのほうで空調を効かすような環境があった場合、一般の方に入っていたくというのも可能なかなというのは思っておりますので、それはちょっと今後検討させていただきたいと思います。

まず、施設の位置づけとして、そういった公のふれあいの集まる場というところの観点から、文化事業の施設ですので、その辺だけよろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ふれあいセンターについては、全館が本来有料施設でございますので、その点については、クーリングシェルターではなしにシェアスポットとして使える範囲で使っていただくというのが原則だというふうに思っております。

人としゃべるために集まるんだったら、例えば公民館の開放施設であるとか、そういったところで使っていただければいいのではないかなと思いますので、その点は御理解賜りたい。ただ、1人、2人という形の中で静かに涼みたいという目的であれば、先ほど答えたような形で静かに使っていただければ十分かというふうに思っております。

それから、家に閉じ籠もりがちにならないようにするために開放しろと、この制度そのもの、クーリングシェルター、またシェアスポット、この制度そのものの発端が、御存じだと思いますけれども、電力需要の供給困難な状況が想定されるということから始まったことでございます。これはもともと各家庭で個人個人がつけている電気消費量よりも、ついているところに行って涼んだほうがいだろうという電気の供給の困難な状況のあることから発想されて、そして今回も来ておるわけでございます。

今年度につきましては、リミットを検討するところは3%というところでございますが、先般、電力会社のほうから来られて、6%以上は確保できるめどが立っているというお話でございますので、そういった電力需要のところからいうシェアを推進するというところでは、今年度は違うというふうに私は理解をしているところでございます。

ただ、家に閉じ籠もっておるよりも、外へ出て歩くとか、体力の維持のためにそういうのが必要だと言われることは十分に理解するところでございますので、そういった空調が効いている公共施設を開放しているところもございまして、そういったところへ行っていただければいいのではないかな、そして十分に涼んでいただきたい。

また、友達等そこでお会いになった方とまたしゃべられるということも十分にやっていただければいいと思いますが、先ほどの質問の中で、わざわざ集まって会議というかそういうのをやるための施設という発想はちょっと違うということだけは御理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

ただ、皆さん方が家で閉じ籠もらずに、わあわあと言って自然発生的に集まる場所まで制

限するものではございませんので、そういった自然発生的に集まってこられるというのは十分にやっていたらというふうに思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 再々ですか。

〔5 番議員挙手〕

再々質問を許します。

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 私もふれあいセンターができる頃に、いろいろ町民の方、各種団体の方を含めた会議の中で、設計段階から意見を述べさせてもらってきたんです。もちろん会議をやるんだったら会議室を有料でお金を払って借りますけれども、やっぱりふれあいセンターは憩いの場、オアシス、そういう意味合いが非常に大きい施設だと私は思っておりますので、本当に昔できた頃は、皆さんソファに座って世間話したり、そんなわざわざ集まってくるわけではないですよ。そういう形で町民同士が交流できていたなという、子供たちもすごい利用していたなというイメージがありますので、その辺は文化芸術の振興だけではないということは述べていきたいと思います。

やっぱり私は、図書館もそうですけれども、ぜひ涼み所にしていただきたいということで、そういう位置づけでぜひ、先ほど答弁いただきましたけど、ソファも置いていただきまして、努力いただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） 涼み所の位置づけという解釈の認識の下に、図書利用ということで申し上げましたけれども、一部図書の改修も今年予定しておりまして、そういった空きスペースを利用しながら、皆さんに利用していただける環境のほうは整備のほうを努めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） それでは、2 つ目のリハビリテーション、再質問を許します。

〔5 番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 結論として、現在の職員体制の中で医療については受け入れられるけれども、通所リハビリについては、なかなかその介護者の状況を考えると難しいということだったと思います。

それで、先ほど延べの人数で言われましたけれども、1 か月で言うと、定員が現在どれだけで、通所リハがどれだけでというのを、数字がもし分かればお答えいただきたいというふうに思います。

介護者の状況、またしかし、足腰の悪い人が多いんでしょうけれども、そういうなかなか通所にくい方については訪問リハビリということも考えられると思いますし、要介護者であつ

でも、まだ車に辛うじて乗れる方も見えると思いますので自分で来られる方も見えると思いますので、需要はあるのではないかというふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 小畑診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君） 失礼いたします。

まず、1か月当たりというふうに言われましたが、延べ4,833を単純に12で割ると、四捨五入して403人となります。定員というのは医療リハビリについてはございません。介護リハビリ、通所リハビリにつきましては、1日、月に10人というのが定員になっており、その範囲での実施をしております。

それから、介護リハビリ、通所リハビリの件で言われたと思うんですが、足腰の弱い方ですとか、そういった方についての訪問リハビリの実施については、今後検討していきたいと思っております。

また、現在の要介護者であっても車に乗れる方がいるのではないかということは当然そのとおりで、いわゆる要支援、要介護であっても、単純に要支援だから自分で来られる、要介護だから来られないということではありませんが、言われるとおり、個々の利用者様の状況に応じた通所と実施についての効率的なやり方を進めていきたいと思えます。

なお、需要としては、先ほど申し上げたとおり、訪問リハを検討するということであるというふうには考えております。以上です。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） リハビリについてどういう位置づけを持っていくかということかと思うんですけど、いろんな方に聞いたら、関ヶ原病院時代は整形とリハビリはセットみたいな感じだったよという方が見えまして、ああ、そうなんやと思ひまして、今、診療所の推しはやっぱり整形だと思うんですね。だから、リハビリも大きく位置づけてもらって、安心して特に老後の生活が送れるようにということで、ぜひ大事に位置づけて、大きく位置づけていただきたいと思ひます。

訪問リハは需要があるのではないかということでしたが、そもそも私が一般質問をするきっかけは、リハビリ室に置いてある10台ぐらい、健康器具、あれがもうほとんど……。

〔「健康器具じゃない」の声あり〕

失礼しました。リハビリの機器ですね。そういうのがほとんど遊んでいるのではないかと、ところから一般質問を出発していますので、やはり通所リハも利用者を伸ばせるような方法がないのかどうか、それをお伺いしたいのと、やっぱりリハビリをどうやって大きく位置づけていただけるか、その辺を伺いたいのと、大変頑張ってみえる療法士さんが見えになります

ので、その辺も含めて広報等にもっと宣伝をしていただきたいと、そういう機械があることも知らないし、リハビリどこにあるのみたいなこともありますので、ぜひ広報もお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） あそこのリハビリテーションの施設、設備についてはお間違いのないように、あくまでもリハビリのため、機能回復のため、そしてもう一つは機能低下を防止するためということで、本来医療的な目的で設置されているものでございますので、誰でも自由に使っていいよという場所じゃなしに、治療、また回復をするための施設でございますのでその点は、多くの方に使っていただきたいとは思いますが、やはり必要な人に必要な器具、またサービスを提供していくということであるということについては御理解賜りたいと思います。

ただ、今お話の中で感じることは、自分の身体機能の低下、当然リハビリが必要な方は整形にかかれた後、リハビリにつなげていただけたらと思っていますけれども、身体機能の低下等、そういったことをいわゆる介護のほうからの利用についても含めて、リハビリテーション、リハビリのサービスというか提供が十分にできるということを、もうちょっと住民の方にも知っていただけるような、そういう広報については今後もしながら診療所、また在支のほうにも相談をしていただいて、自分の体を自分で維持、機能向上を図っていくんだという意識づけ、こういったものを図っていきたいというふうに思いますので、御意見は御意見として参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松井正樹君） これで5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時10分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 議案第60号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第3、議案第60号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第61号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、議案第61号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第62号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第62号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第63号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第64号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第65号 令和8年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第66号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第66号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第67号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第67号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第68号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第68号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第69号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第69号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（浅野正裕君） 議案第69号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和8年6月12日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 物件名、小型ホイール除雪ローダ（バケット容量0.6立方メートル）購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、568万7,000円。
4. 契約の相手方、岐阜県安八郡神戸町大字西保字道鬼310番1、コマツカスタマーサポート株式会社中部カンパニー大垣支店、支店長 深澤直樹。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第69号について御説明申し上げます。

こどもまんなかプラザで使用する小型ホイール除雪ローダ購入に当たり、去る5月29日に指名競争入札を執行したところでございます。

その結果、コマツカスタマーサポート株式会社中部カンパニー大垣支店が落札いたしましたので、同社との契約の締結をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、こども未来課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（福安健司君） 失礼いたします。

動産の買入れにつきまして御説明いたします。

議案書は1ページ、議案資料は1ページと2ページを御覧ください。

導入車両につきましては、小型除雪車で0.6立米のバケット付ホイールローダ除雪車となり

ます。

本車両につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、こどもまんなかプラザ駐車場の除雪を目的に新たに導入するものとなります。

今般、本件につきまして、5月29日にコマツカスタマーサポート株式会社中部カンパニー大垣支店と購入金額568万7,000円にて仮契約を締結いたしましたので、議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 確認のほうですが、産業建設課でも多数を持っておられますが、この納入業者は同じようなところということでよろしいでしょうか。この納入業者は、産建の除雪車と違うところ。

あと、年内には入るということでその辺の確認だけですね。12月の中頃から雪が降るかもしれませんので、今いろいろと情勢がありますので、これは12月28日になっておりますけど、早ければ早いほうがいいと思いますけど、その辺の確認だけ、再度業者のほうにしっかりとしておいてください。入ってこないと使えませんので。

○議長（松井正樹君） 今のはどうなの。

○8番（高木博之君） 別に28までに入ればいいので。

○議長（松井正樹君） 質問。

○8番（高木博之君） はい、質問です。

○議長（松井正樹君） 福安こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（福安健司君） お答えいたします。

まず、産業建設課で導入している除雪車につきましては多くが、ホイールローダにつきましては日本キャタピラーのほうが多かろうと思いますので、今回はコマツの車両となりますので、メーカーは違います。

あと、もう一点の契約期間内に納入できるかどうかという御質問につきましては、コマツカスタマーサポートのほうに、この納期内に納入できるという確約をいただいております。以上です。

○議長（松井正樹君） 手を挙げて。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 産建のほうではコマツの車両がなかったんですか。それと、リースとは

全然関係なしですよ。キャタピラーばかりやったから、その辺だけ。

○議長（松井正樹君） 井本産業建設課長。

○産業建設課長（井本克敏君） 失礼します。

今思い当たる範囲では、日本キャタピラーのものがほとんどだと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1 番 北村一磨君。

○1 番（北村一磨君） この除雪車を運転できる職員は、こどもみらい課には何人見えるんでしょうか。

○議長（松井正樹君） 福安こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（福安健司君） 今、男性の職員が私を含めて4名おります。そのうちの新規採用の職員につきましては、今回の補正予算のほうで大型特殊免許と作業免許の取得についての予算のほうを認めていただいておりますので、作業ができる人員といたしましては4名となります。

○議長（松井正樹君） いいですね。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から、議案第70号 令和8年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）が提出されました。

お諮りします。議案第70号を追加日程として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第70号を追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第70号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第1、議案第70号 令和8年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第70号について御説明申し上げます。

歳出に、関ヶ原ふれあいセンター雨水等の排水ポンプ改修費用121万円及び町民プール修繕費用30万円、総額151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億8,340万5,000円とする令和8年度一般会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては教育課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） 失礼いたします。

議案書の4ページのほうをよろしく願いいたします。

議案第70号 令和8年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

歳出より説明させていただきます。

教育費、社会教育費、ふれあいセンター管理費、工事請負費121万円につきましては、関ヶ原ふれあいセンター内の地下ピット内に設置してあります雨水等排水ポンプ等取替え修繕のための費用でございます。

本年5月16日に事務所内の自動制御機器操作パネルによって満水警報異常による警告ランプの表示が点灯し、アラーム警告があったため、空調機器等の保守点検業者により確認を行ったところ、制御盤のコントローラーの故障や排水ポンプの機能もていをなしておらず、制御盤及び排水ポンプ2基の施設改修が必要となったところです。

本設備は、小ホール前の屋外石畳の雨水や空調ドレン水を地下ピットにため、屋外排水側溝へ排水するためのものであり、設備の改修に急務を要するため、追加を補正させていただくものでございます。

続きまして、教育費、保健体育費、町民プール管理費、需用費の修繕料30万円の補正につきましては、町民プールの大プールにおいて、この6月8日ですが、利用開始前の点検におきまして、プールの水位が3日で約10センチほど水位低下が見受けられました。そこで、原因の確

認を行いましたところ、プールテーブルの端の一部に80センチほどの亀裂が生じており、微量ではありますが漏水箇所を特定し、判明いたしましたところでございます。よって、当施設の営業開始は7月5日を控えており、漏水防止と施設の安全な運営を確保するため、早期に補修を実施いたしたく、今回補正をお願いいたしたいものでございます。

歳入につきましては、繰越金、前年度繰越金151万円を充てております。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 町民プール、ちょっとここで言うのも何かと思うんですが、適切に修繕していただきたいんですが、近年のこの暑さの中、7月からというのはいいと思うんですが、8月いっぱいまでですよ、営業時期が。もう少し延ばしてもいいんじゃないかなというふう思うんですが、ちょっとここで言うのも何ですが、取りあえず関連ということでお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） プールの運営期間の延期ということでございますが、この場ですぐ即答は申し上げかねますので、ちょっと今後の情勢を勘案してまた検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上をもちまして、令和８年第３回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子